

議案第49号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年5月13日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年5月13日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

- | | |
|-----------|---|
| 1 財産の種類 | マイクロバス 1台 (三朝町教育支援バス) |
| 2 納入場所 | 三朝町役場 |
| 3 契約の相手方 | 倉吉市海田東町415番地 鳥取トヨタ自動車株式会社倉吉店 店長 生田 仁史 |
| 4 契約金額 | 9,110,700円 |
| 5 納入期限 | 平成14年7月5日 |
| 6 契約締結の方法 | 指名競争入札 |